

第42回

相続法の改正～配偶者居住権について～

超高齢社会を迎えた昨今の社会環境を反映するように、来年4月から施行される改正相続法の新制度として、配偶者居住権が盛り込まれている。被相続人に先立たれた配偶者のための権利であるが、新制度を活用するための準備に必要なことは何か。専門家が解説する。

1 はじめに

平成30年7月に改正相続法が成立しました。奥様、そしてお二人の居住権という新しい制... (中略) ...月1日から施行されます。

今回は、この配偶者居住権の意味と注意点について、ご説明します。(なお、配偶者「短期」居住権という制度でもきましたが、本稿では割愛します。)

2 配偶者居住権の意味とは?

配偶者居住権とは、被相続人(亡くなった人のこと)の配と、その価値だけで2000万円です。配偶者が、被相続人が亡くなったときに、被相続人が所有する建物に住んでいた場合に、終身または一定の期間、その建物を無償で使用できるという権利です。

なぜこのような制度を作ったのでしょうか、一方の配偶者が亡

くなってからも、この配偶者居住権が更長期間にわたって長生きする... (中略) ...配偶者居住権を得た上で、残り1500万円分は預金を相続して生活資金を確保することができ... (中略) ...配偶者居住権の価値は、土地建物の価値... (中略) ...配偶者居住権の価値は、土地建物の価値... (中略) ...配偶者居住権の価値は、土地建物の価値... (中略) ...

配偶者居住権の価値は、土地建物の価値... (中略) ...配偶者居住権の価値は、土地建物の価値... (中略) ...配偶者居住権の価値は、土地建物の価値... (中略) ...

配偶者居住権の価値は、土地建物の価値... (中略) ...配偶者居住権の価値は、土地建物の価値... (中略) ...

配偶者居住権の価値は、土地建物の価値... (中略) ...

今月の筆者

●プロフィール
2002年弁護士登録。
企業法務全般(企業顧問)、紛争解決、不動産相続、法人・個人の倒産等を主に取り扱う。
不動産案件(売買、賃貸借に関する契約、トラブル等)について日常的に多くの相談に応じている。



関口総合法律事務所
弁護士
尾原 典典

コラムのご感想・ご意見は下記まで!

一般社団法人不動産ビジネス専門家協会
東京都千代田区神田東松山下町28番地
小林ビル101 (☎03-3527-1876)
http://www.fudosan-pro.biz/